

【お願い】 未成年者（18歳未満）の受診について

当院では原則として、未成年者（18歳未満）の方が受診される際には、以下の理由により保護者、法律上の代理人及び同行者として病院が認めた方などの同伴をお願いしております。

- 症状、既往歴、治療中の病気やケガ、服用している薬の内容、各種アレルギー等診察に必要な医療情報の確認のため
- 検査や処置のリスク、診察の結果、処方する医薬品の副作用などについて、適切に理解し判断していただくため

保護者の方がやむを得ずご同伴頂けない場合、電話での診療の確認や説明、同意をお願いすることがありますので、必ず連絡が取れるようお願いいたします。

※小児科については保護者等の同伴がないと診察を受けることはできません。